

あじす

2004
1/20

お 知 ら せ 版



阿知須町イメージキャラクター
「コッコちゃん」



昭和28年のお正月

上は、昭和28年のお正月に阿知須小学校の正門で羽根つきをしている女の子の
写真です。残念ながら現在では、正月に
羽根つきをしている子供たちを見ることが
できません。下は、今年1月4日にきら
らスポーツ交流公園で凧揚げをしている
家族の様子です。凧揚げもやはりまばら
で「洋凧」が中心。昔のような「やっこ
凧」は空にはいませんでした。

お 正 月



今年のお正月

確定申告

町県民税・所得税の申告はお早めに

2月16日（月）～3月15日（月）

町では、町県民税と所得税の申告

相談を二月十六日から三月十五日までの期間受け付けます。提出用の申告書は、ご自分ですべて記入できる人以外は、何も記入しないで会場にお持ちください。

◆収支内訳書（農業収支・不動産収支・営業収支など）はご自分で作成してください。

所得税の申告をしなければならぬ人

- 平成十五年中の所得金額の合計額が、所得控除の合計額を超える人
- 給与所得者で、①給与の年収が二十万円を超える人
- ②一か所から給与を受けている人で、給与所得や退職所得以外の所得の合計額が二十万円を超える人

得以外の所得の合計額が二十万円を超える人

- ③二か所以上から給与を受けている人で、従たる給与の収入と②の合計が二十万円を超える人
- ④同族会社の役員などで、その法人から貸付金の利子や不動産の賃貸料などを受け取った人
- ⑤源泉徴収されていない給与を受けている人

住民税の申告をしなければならぬ人

次のような人は住民税の申告をしなければなりません。ただし、所得税の確定申告をした人は、住民税の申告をする必要はありません。

- ①事業（農業を含む）、配当、不動産などの所得がある人
- ②給与所得のほか土地・家賃などの不動産や農業、配当などの所得がある人（住民税では、所得が二十万円以下であっても必ず申告しなければなりません。）
- ③給与所得者で、年の途中で会社をやめた人
- ④給与所得または公的年金の

所得のみの人で、社会保険料、生命・損害保険料、医療費などの控除を受けようとする人

- ⑤国民健康保険の被保険者で、平成十六年一月一日以降に転入した人

農業所得の計算方法にご注意を

農業所得のある人で、野菜や果実、転作作物などを販売（共販、市場出荷、百円市など）された人は、農業所得標準が適用できません。このため農

業所得の計算方法は収支計算（収入から必要経費を差し引く）の方法ですので、「反当たりいくら」「販売額に対していくら」という計算ができません。これに該当する人は、収支内訳書を作成して確定申告の際にご持参ください。収支内訳書が必要な人は、町税務課にお越しください。水稲、麦、自家用野菜だけの人は農業所得標準が適用できません。なお、農業所得標準による計算方法は、平成十六年分の申告から廃止となりますのでご注意ください。

今年も、自分で。



確定申告

3月15日(月) 3月31日(水)

今年の確定申告期間中は、平日(9時～17時)以外でも、下記の税務署では、2月22日・29日の日曜日に限り、確定申告の相談・申告書の受け付けを行います。

東京都 神奈川 千葉 埼玉 茨城 栃木 群馬 大塚 京都府 兵庫県内の全ての税務署
その他の県(道)は、県(道)庁所在地及び政令指定都市にある税務署

東京都ホームページアドレス <http://www.mta.go.jp> 町税務課・農・市町村

申告相談日程

月	日	曜日	午前 (9時~11時)	午後 (1時~3時)	会 場			
2	12	木	還付申告相談		町役場第2・3会議室			
	13	金	還付申告相談					
	14	土						
	15	日						
	16	月	小古郷東・前山	小古郷西・小山				
	17	火	小古郷南	北		祝		
	18	水	南	祝		西	祝	
	19	木	築地・恵比須	東・縄田		北		
	20	金	縄田南・中村	西条・寺河内				
	21	土						
	22	日						
	23	月	浜	二の宮・砂郷一				
	24	火	砂郷二	砂郷三				
	25	水	税務署相談(税務署からはがきの来た人)			町公民館2階大会議室		
	26	木	砂郷四	飛石東・飛石中				
27	金	飛石北	沖の原					
28	土							
29	日							
3	1	月	指定日が無理な人		町役場第2・3会議室			
	2	火	飛石西	岩倉西・岩倉前				
	3	水	岩倉	西辻		旦	西北	
	4	木	岩倉上・岩倉西	前		旦	北	
	5	金	旦	東		旦	門	松
	6	土						
	7	日						
	8	月	岡	浜		表	関	
	9	火	赤	迫		井	河	
	10	水	野	口		杖川・源	関	
	11	木	河	内		向	井	仙
	12	金	引	野		青	畑	仙
	13	土						
	14	日						
	15	月	指定日が無理な人					

今年^①は試行的に2月22日、29日の日曜日に山口税務署の会場で申告を受け付けます。

国民健康保険の被保険者は必ず申告を

国民健康保険の被保険者は申告をされないと、保険税の軽減や入院食事代の減額ができません。収入が無い場合でも必ず申告してください。

所得税の確定申告に必要な書類

■申告用紙(税務署から送付)

された人

■印かん(納税となる人は銀行の届出印)

■給与所得や公的年金等の源泉徴収票など平成十五年中の収入がわかる書類、帳簿

■社会保険料、生命保険料、損害保険料などの控除証明書

■身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳などを受け持っている人はその手帳

■医療費や寄付金の領収書などその他、所得計算に必要な書類

■還付を受けるための銀行などの通帳

還付申告は二月十二日から

確定申告をしなくてもよい人でも、医療費控除、住宅借入金等特別控除などを受ける場合や、源泉徴収された所得税が納めすぎになっている場合には、還付申告(税の還付を受けるための申告)をすることができま^②す。還付申告は二月十二日(木)か

ら町役場第二・第三会議室で受け付けます。早めに申告をして払い戻しを受けるようにしましょう。

問い合わせ

■所得税・贈与税・消費税・地方消費税に関すること

山口税務署 (☎083-922-1340)

■申告相談に関すること

町税務課賦課徴収係 (☎654111-121)

運営ボランティアを募集

町では、五月十六日(土)に山口県立きららスポーツ交流公園で開催される「第五十八回愛鳥週間全国野鳥保護のつどい」の運営ボランティアを募集します。

④募集内容 来場者の応対、連絡バス等の添乗、バス停車場での乗降案内・誘導など

④応募資格 町内在住で二十歳以上の

④募集人員 二十人程度

④応募方法 住所、氏名、年齢、電話番号を記入し、郵便はがき、FAXまたはEメールにより応募ください。なお、電話での受付も行いません。

④申込期限 二月二十七日(金)必着のこと

④問い合わせ・申し込み 町企画課政策調整係

(☎654111-144)
FAX ☎4116
Eメール kikaku@ajisu.com

町公民館の 宿日直員を募集

町教育委員会では、町公民館の宿日直員を次のとおり募集します。

☑️**応募資格** 概ね六十五歳以下
下の町内在住者

☑️**採用期間** 平成十六年四月一日～平成十七年三月三十一日

☑️**業務内容** 町公民館の宿日

直

☑️**勤務時間**

(原則として一日おきの勤務)

○宿直 午後五時十分～翌日の午前八時半

○宿日直 土・日曜日と祝日

などは午前八時半～翌日の午前八時半

☑️**賃金** 日額五千百八十円

(宿日直は一万三百六十円)

☑️**募集人員** 一人

☑️**申込期限** 二月十三日(金)

(郵送の場合も二月十三日必

要)

着のこと) までに履歴書を

町生涯学習課へ提出してく

ださい。その後、面接を行

います。

☑️**問い合わせ・申し込み** 町

生涯学習課 (☎️☎️2022

☎️301)

おり社会教育指導員を募集し

ます。

☑️**応募資格** 七十歳未満の人

で、社会教育業務に関心が

あり、パソコン入力のでき

る人

☑️**採用期間** 平成十六年四月

一日～平成十七年三月三十

一日

☑️**業務内容** 社会教育業務

(高齢者教室・青少年関係

など)

☑️**勤務条件**

①週三日勤務(行事などの場

合は土・日勤務あり)

②勤務時間は、原則として午

前八時半～午後五時十五分

まで

③月給八万九千円

☑️**申込期限** 二月十三日(金)

(郵送の場合も二月十三日必

要)

着のこと) までに履歴書を

町生涯学習課へ提出してく

ださい。その後、面接を行

います。

☑️**問い合わせ・申し込み** 町

生涯学習課 (☎️☎️2022

☎️301)

も ー お し も の

1 月



- 23(金)…教育委員会(役/後3時半～)
- 24(土)…スキー教室(めがひらスキー場/前7時～)
- 25(日)…中国山口駅伝大会(前10時15分頃通過予定)
- 30(金)…ひよこの会(健福セ/前10時～)

2 月



- 3(火)…いきいきひろば(健福セ/前10時～)
- 4(水)…育児相談(健福セ/前9時半～)
- 5(木)…健康相談(健福セ/前10時～)
- 8(日)…近郷家庭婦人バレー大会(体/前8時半～)

人の動き

住民登録 (平成15年12月31日現在)	12月の動き (平成15年12月31日現在)
人口……………8,922人	出生……………5人
男……………4,170人	死亡……………6人
女……………4,752人	転入……………54人
世帯……………3,114	転出……………21人
	前月との差引…+32人
平成12年国勢調査●人口…8,823人●世帯…2,883	

2月のごみ収集日

可燃ごみ(町内全域)月・水・金

- 2 4 6 9 12
13 16 18 20 23
25 27

不燃ごみ(町内全域)

プラスチック製容器包装類
(毎週火曜日)

- 3 10 17
24

焼却灰・ビン類
(第1・3木曜日)

- 5 19

紙製容器包装類
(第2・4火曜日)

- 10 24

アルミ・スチール缶、その他
(第2・4木曜日)

- 12 26

- ごみを出す時間
前日午後5時～当日午前7時半
- 清掃センターへのごみの
直接持ち込み
毎週月～金曜日(祝祭日は休み)
- 午前7時半～正午
- 午後1時～2時
- 問い合わせ
町生活環境課(☎️☎️4111☎️132)
- 町清掃センター(☎️☎️4953)